

# 水巻町導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

水巻町は、福岡県北部に存し遠賀川下流右岸を占め、地理的には南北に長いものの、面積が約 11 平方キロメートルと遠賀郡内では最も小さく様々な都市機能がコンパクトにまとまる町である。この狭い町域に 2 つの J R 駅が所在し、国道 3 号線が町の中心部を走ることで、北九州市などへの交通アクセスに優れ、近年、大型の商業施設や医療施設が充実を見せ、生活しやすい環境が整っている。しかしながら、人口は、北九州都市圏全体の減少傾向もあってか、近年、減少傾向で推移し、今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。人口構造は、少子高齢化の進展により、本町の生産年齢人口（15～64 歳）は人口全体以上に減少傾向であり、経済成長の要因の一つである労働者人口は、今後も減少していくことが予測される。

産業について、古くからの水田農村が明治中期からは炭鉱を基幹産業とし発達し、炭鉱の閉山後は基幹産業を失い、現在は町内の中小企業数は減少傾向にある。大手ディスカウントスーパーの出店等の影響もあり、飲食料品小売業の商店数は 20 年で半減しているなど、中小企業者の置かれている経営環境は厳しく、設備投資が十分にできていないことが予測される。さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、商工会を通じた各種支援などを講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 3 7 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者が所有し老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の向上の足枷を解き放ち、伸び悩んでいる労働生産性の向上を図る。また、このことにより、中小企業者が今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越える一助とするとともに、本町商工業全体の産業振興・経済成長につなげたい。これらを実現するための目標として、計画期間中に 1 0 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町商工業全体の産業振興・経済成長につなげることが目標であり、その効果を得るためには種類を絞ることはせず、全ての種類が重点支援種類である必要があるため、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町商工業全体の産業振興・経済成長につなげることが目標であり、その効果を得るためには地域を絞ることはせず、全ての地域が重点支援地域である必要があるため、水巻町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本町商工業全体の産業振興・経済成長につなげることが目標であり、その効果を得るためには業種等を絞ることはせず、全ての業種が重点支援業種で必要があるため、全業種とする。

また、同様に全ての事業が重点支援事業であるため、全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意を受けた日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

本町は下記(1)～(5)に配慮し、先端設備等の導入促進を行うものとする。

### (1) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### (2) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

### (3) 認定等に対する配慮

中小企業者の認定の予見可能性を高めるため、認定判断に当たっての客観的な基準及び先端設備等導入計画の作成に資する資料等について公表する。認定に当たっては、導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するた

めに追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。また、認定その他の手続に関し、法令の範囲内において自ら簡素化・合理化を図ることは可能とする。

#### **(4) 中小企業者に対する施策の総合的推進**

先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### **(5) 計画の進捗状況についての調査**

先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めるものとする。